

入札説明書

この入札説明書は、岩手県農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室長が発注する工事請負契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 工事内容

- (1) 工事名 現場後代検定牛舎（畜舎 9 号）牛房内部柵修理
- (2) 仕様等 特記仕様書による
- (3) 工期 60 日間
- (4) 工事場所 岩手県気仙郡住田町世田米字子飼沢 30

2 入札の日時及び場所

入札公告に示すとおり

3 入札参加者資格

入札公告に示すとおり。なお、入札公告の 3(4)に示す入札参加資格者については、岩手県警察本部に照会する場合がある。

4 資本関係等にある会社の参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して入札参加資格審査申請書を提出することができない。

なお、これらの関係にある複数の者から申請があった場合は、そのすべての者の入札参加を認めないものとする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が、会社更生法第 2 条第 7 号に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合は除く。

ア 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人間関係があると認められる場合

(4) 入札参加希望者が上記の制限に対応することを目的に連絡を取ることは、公正な入札の確保に抵触するものではない。

5 入札

(1) 入札は、入札書を指定の日時及び場所に提出させることによって行うものとする。

(2) 入札代理人から入札書が提出された場合は、当該代理人から提出される委任状によって、委任関係を確認するものとする。

(3) 入札執行の際、入札参加者に次に掲げる事項を周知させるものとする。

ア 入札書記載事項の確認

イ 入札が無効となる場合

ウ 入札辞退者が多数生じ、競争入札の趣旨が失われると認める場合には、入札をとりやめることがあること。

6 入札書

(1) 入札書（様式 2）は、県が示す様式に次に掲げる事項を確認・記載の上、押印するものとする。

ア 入札年月日

イ 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、その所在地、名称又は商号、代表者の氏名及び印。なお、代理人が入札を行う場合は、代理人の氏名及び印。）

ウ あて名は、「岩手県農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室長」とする。

エ 入札金額

オ 工事名

- (2) 入札金額の記載に当たっては、落札決定に際し、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額を 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者又はその代理人の印で押印しておかなければならない。ただし、入札金額を訂正することはできない。
- (4) 入札書は、提出後においては、いかなる理由があっても、書換え又は撤回をすることができない。

7 委任状

代理人が入札に参加する場合は、次に掲げる事項を確認・記載した委任状（様式 3）を入札前に提出しなければならない。

- (1) 委任年月日
- (2) あて名は、「岩手県農業研究センター畜産研究所種山畜産研究室長」とすること。
- (3) 委任事項
- (4) 受任者の氏名及び使用印

8 入札保証金

免除

9 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 一般競争入札に参加する資格にない者が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 入札書に記名押印のない入札書
- (4) 入札金額を訂正した入札書
- (5) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (7) 同一入札参加者又は代理人が 2 つ以上提出した入札書

- (8) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (9) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

10 落札者の決定方法

- (1) 本件に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則第 100 条（平成 4 年岩手県規則第 21 号）の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同額の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
ただし、入札参加者又はその代理人の立会がない場合は、入札執行事務に関係ない職員を立ち合わせるものとする。
- (3) (2)の同額の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (4) 開札して落札者がいない場合は、当該入札にかかる最低入札額を発表するものとする。

11 再度入札

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。

12 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）などに抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

13 契約締結の留意事項

- (1) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなく

なった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

- (2) 落札者は、契約保証金として 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

14 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

岩手県農業研究センター畜産研究所 種山畜産研究室
〒029-2311 岩手県気仙郡住田町世田米字子飼沢 30
電話番号 0197-38-2312
FAX 0197-38-2177